

# 山梨県公報

第六十一号

令和元年

十二月二十六日

木曜日

## 目次

○道路の区域変更	四一九
○山梨県告示第五百十三号の二の公布公告	四一九
○建設業法に基づく監督処分(二件)	四一九
○土地区画整理組合の解散認可	四二〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	四二〇
選挙管理委員会	
○政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程の一部を改正する規程	四二〇
○政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程	四二二
○政治団体の名称等の届出	四二二
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	四二三
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	四二三
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	四二三

## 告示

### 山梨県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 山梨市停車場線

## 三 道路の区域

区間	旧別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
山梨市上神内川字藁塚一五番五地先から山梨市下神内川字林ノ上二二五番二地先まで	新	旧	六・一〇	七四〇・〇
	一二・七〇	四六・〇	七四〇・〇	

## 公告

● 山梨県告示第五百十三号の二の公布公告  
次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和元年十二月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 山梨県告示第五百十三号の二

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による豚コレラのまん延を防止するため家畜等の移動を禁止する区域の指定(令和元年山梨県告示第二百二十九号の三)は、本日限り解除する。

令和元年十二月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### ● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 処分をした年月日 令和元年十二月十六日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 長田建設株式会社  
2 主たる営業所の所在地 甲府市下向山町千六百六十七番地

- 3 代表者の氏名 長田仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二九）第四五四六号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 令和元年十二月二十七日から令和二年一月二十五日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。  
令和元年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和元年十二月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 中楯建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 中央市大鳥居二千七百六十番地
  - 3 代表者の氏名 中楯勇人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第五〇三一号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
  - 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
  - 2 期間 令和元年十二月二十七日から令和二年一月二十五日までの三十日間
  - 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令を受け、この命令が確定した。

● 土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。  
令和元年十二月二十六日

- 一 組合の名称 上野原市上野原駅南土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所内
- 三 解散認可の年月日 令和元年十二月二十六日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の協議に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
令和元年十二月二十六日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 大月市猿橋町桂台三丁目三十一番一の一部及び三十一番十二から三十一番十五までの区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事 長崎幸太郎

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第三号

政治資金規程法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和元年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会  
委員 長 中 込 まさる

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程(平成二十年山梨県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表様式二中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別表様式二中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に「平成 年 月 日」に改める。

○年○月○日」を「平成 年 月 日」に「平成 20 年選挙規程第○号」を「平成 20 年選挙規程第 3 号」に改める。

別表様式四中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に「平成 20 年選挙規程第○号」を「平成 20 年選挙規程第 3 号」に「○月○日(○)」を「 月 日( )」に改める。

○年○月○日」を「平成 年 月 日」に「平成 20 年選挙規程第○号」を「平成 20 年選挙規程第 3 号」に「○月○日(○)」を「 月 日( )」に改める。

### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

### 山梨県選挙管理委員会規程第四号

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさお

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成二十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

第二号様式中「選 第 号」を「選 第 号」に「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

第三号様式中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

第四号様式中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に「平成 年 月 日」に改める。

「年」に「平成 年」に「平成 年」に改める。

第五号様式及び第六号様式中「選 第 号」を「選 第 号」に「平成 年 月 日」に「平成 年 月 日」に改める。

第七号様式及び第八号様式中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

第九号様式中「選 第 号」を「選 第 号」に「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

この規程は、公布の日から施行する。

### 附則

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和元年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさお

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	三正会	三枝今朝信		山梨市牧丘町室伏二二一	令和元年十一月一日	令和元年十一月七日
旧	三正会	三枝郁雄		山梨市牧丘町室伏二六〇		
新	利政会	望月一仁			令和元年九月二十八日	令和元年十一月十二日
旧	利政会	樋口光雄				
新	公明党山梨第一総支部		斉藤博明		令和元年十一月二十二日	令和元年十一月二十二日
旧	公明党山梨第一総支部		森本由美子		令和元年十二月四日	令和元年十二月四日
新	山梨県防衛協会		大森義高			
旧	山梨県防衛を支える会		千野公洋			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
立憲民主党山梨県参議院選挙区第二総支部	市来伴子	飯島修	甲府市丸の内三一九一七	令和元年十月三十一日	令和元年十一月五日
ふなき良教後援会	舩木良教	舩木都喜江	北都留郡丹波山村保之瀬三三七七	平成三十一年四月一日	令和元年十一月八日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
舩木良教	村長	ふなき良教後援会	北都留郡丹波山村保之瀬三三七七	舩木良教	平成三十一年四月一日	令和元年十一月八日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	向山憲稔	県議会議員	向山のりとし後援会			平成三十年十月一日	令和元年十月二十九日
旧	向山憲稔	市議会議員					

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一三、八六九

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一八二、二三八

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

選挙区名	委員 長
西八代郡・南巨摩郡	三分の一の数
中巨摩郡	一四、九〇九
南都留郡	五、二八三
甲府市	一二、八五七
富士吉田市	五一、九五四
都留市・西桂町	一三、七三二
山梨市	九、七二八
大月市	九、八四一
韮崎市	七、〇八一
南アルプス市	八、二九六
北杜市	一九、六六九
甲斐市	一三、五二二
笛吹市	二〇、五八一
上野原市・北都留郡	一九、三五七
甲州市	七、一三三
中央市	八、九七七
	八、二二八

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番